

藤沢市石名坂環境事業所新 1 号焼却炉整備に係る

生活環境影響調査書

(概要版)

令和 6 年 1 月

藤 沢 市



# 目 次

はじめに	1
第1章 施設の設置に関する計画等	1
1 施設の設置者の名称及び所在地	1
2 施設の設置場所	1
3 設置する施設の種類	1
4 事業の目的	1
5 施設において処理する廃棄物の種類	1
6 施設の諸元	3
7 整備計画の概要	4
8 公害防止基準	6
9 ごみ搬入等計画	9
10 事業の実施予定期間	9
第2章 生活環境影響調査項目の選定	11
1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目	11
第3章 現況調査・予測及び影響の分析	14
1 大気質	14
2 騒音	17
3 振動	20
4 悪臭	22
第4章 総合評価	24





## はじめに

藤沢市が計画しています石名坂環境事業所の更新にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3の規程に基づく生活環境影響調査を実施しました。

本書は、周辺の地域環境に配慮した施設の更新計画とするとともに、環境の保全のために講じる措置について検討を行った結果をとりまとめた生活環境影響調査書の概要を示したものです。

## 第1章 施設の設置に関する計画等

### 1. 施設の設置者の名称及び所在地

名 称：藤沢市

代表者：藤沢市長 鈴木 恒夫

住 所：神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

### 2. 施設の設置場所

藤沢市本藤沢二丁目1番1号（図1.2-1 参照）

### 3. 設置する施設の種類の

ごみ焼却施設（エネルギー回収施設）

### 4. 事業の目的

藤沢市（以下「本市」という。）におけるごみ焼却施設は、北部環境事業所と石名坂環境事業所の2施設3炉体制を維持していくことを基本としています。

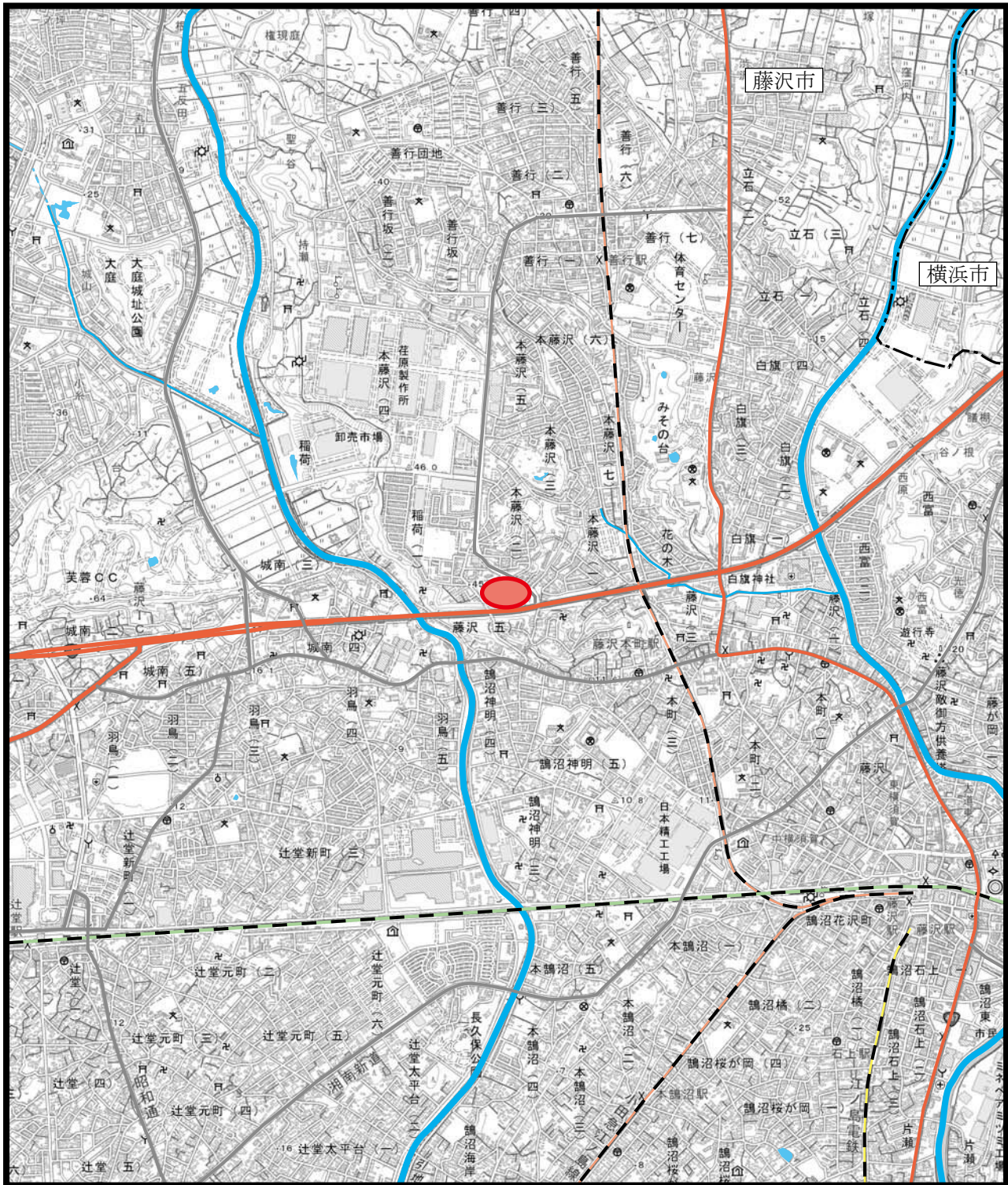
現在の焼却体制は、北部環境事業所1炉、石名坂環境事業所2炉の3炉体制となっていますが、令和5年度の北部環境事業所新2号炉稼働後は、北部環境事業所2炉、石名坂環境事業所1炉に移行する計画としています。

石名坂環境事業所は、可燃ごみを焼却処理するだけでなく、可燃性大型ごみの処理やペット火葬等、様々な役割を有していますが、供用開始から37年が経過し、施設全体が老朽化しています。


今後も安定的な廃棄物処理体制を維持するために、焼却施設だけではなく、老朽化している他の設備も併せて整備を行い、ごみから得られるエネルギーの積極的活用によって、新しいエネルギー回収施設の実現を目指し、環境負荷の低減に寄与するなど循環型社会の形成を推進することを目的としています。

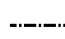
### 5. 施設において処理する廃棄物の種類

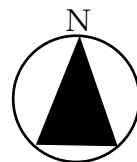
家庭系・事業系可燃ごみ、可燃性破碎残渣



凡例

 : 石名坂環境事業所

 : 市界



S = 1:25,000



図1.2-1 施設の設置場所

出典：「電子地形図 25000」（国土地理院）



## 6. 施設の諸元

現有施設、計画施設の諸元を表 1.6-1 に示すとおりです。

表 1.6-1 施設の諸元

区分	現有施設	計画施設
処理能力	390t/日 (130t/日×3 炉) (現在 1 号炉が休止中、2 号炉及び 3 号炉が稼働中)	120t/日×1 炉 (1 号炉、2 号炉を解体、新 1 号炉を整備) + 130t/日×1 炉 (既存 3 号炉) (新 1 号炉は令和 11 年度稼働予定、既存 3 号炉は令和 14 年度に休止予定) 注
運転時間・炉構成	全連続 (24 時間) 運転	全連続 (24 時間) 運転
処理方式	旋回流型流動床焼却炉	旋回流型流動床焼却炉
受入供給	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式
通風方式	平衡通風方式	平衡通風方式
熱回収方法	廃熱ボイラ方式 (発電、石名坂温水プールに熱源 (85℃の温水) 供給)	廃熱ボイラ方式 (発電)
焼却残渣処理	外部委託による熔融処理	外部委託による熔融処理
排ガス処理方式	ばいじん：ろ過式集じん器	ばいじん：ろ過式集じん器
	塩化水素・硫黄酸化物：乾式有害ガス除去装置	塩化水素・硫黄酸化物：乾式有害ガス除去装置
	窒素酸化物：無触媒脱硝装置	窒素酸化物：無触媒脱硝装置
	ダイオキシン類、水銀：活性炭吹込装置＋ろ過式集じん器	ダイオキシン類、水銀：活性炭吹込装置＋ろ過式集じん器
煙突高さ	120m	120m
給水	上水道：プラント用水、生活用水	上水道：プラント用水、生活用水
排水	ごみピット排水：ろ過処理－炉内噴霧処理	ごみピット排水：ろ過処理－炉内噴霧処理
	プラント排水：凝集沈殿及びろ過等の処理－再利用、余剰水は下水道放流	プラント排水：凝集沈殿及びろ過等の処理－再利用、余剰水は下水道放流
	生活排水：下水道放流	生活排水：下水道放流
	雨水排水：河川放流	雨水排水：河川放流

注： 令和 11 年度から令和 13 年度の 3 年間は、北部環境事業所の 2 炉のうち、1 号炉の再整備期間となります。  
2 施設 3 炉での処理体制を維持するため、石名坂環境事業所既存 3 号炉は、新 1 号炉稼働後の令和 11 年度から令和 13 年度の 3 年間も稼働することになります。

## 7. 整備計画の概要

### 7. 1 施設配置

石名坂環境事業所の現状配置図は図 1. 7. 1-1、計画配置図は図 1. 7. 1-2 に示すとおりです。

工場棟、煙突の配置は変更せず、事業所敷地内の東側に管理棟を更新し、新たにペット火葬棟を配置する計画です。

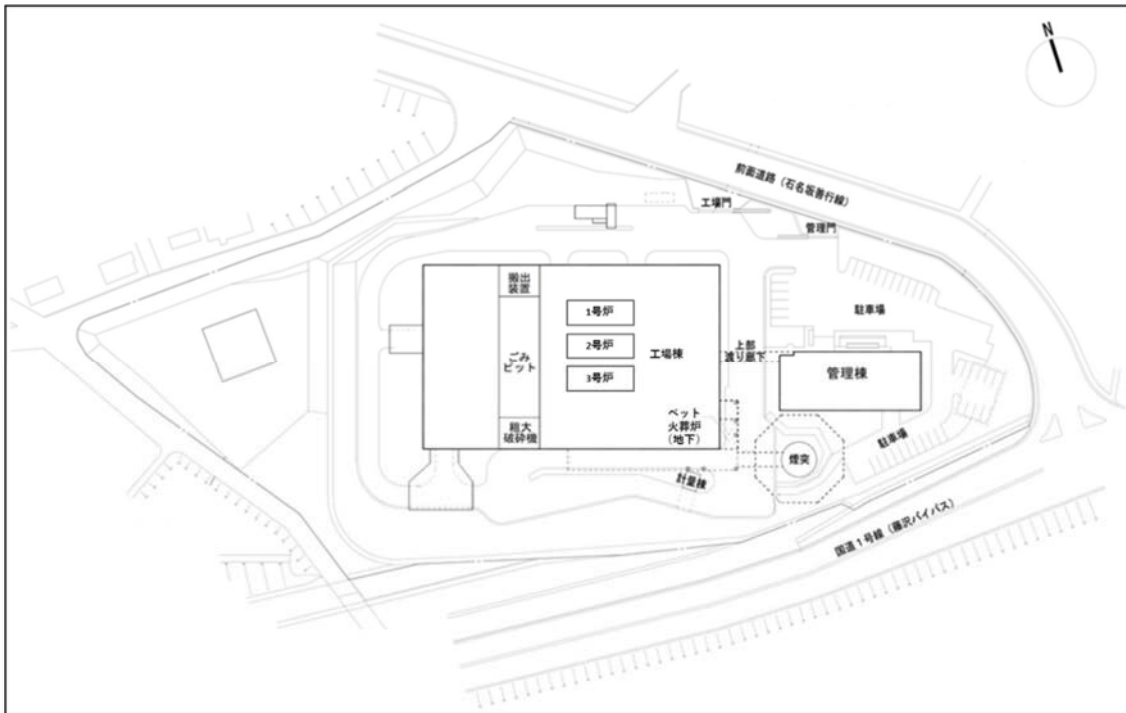


図1. 7. 1-1 現状配置図

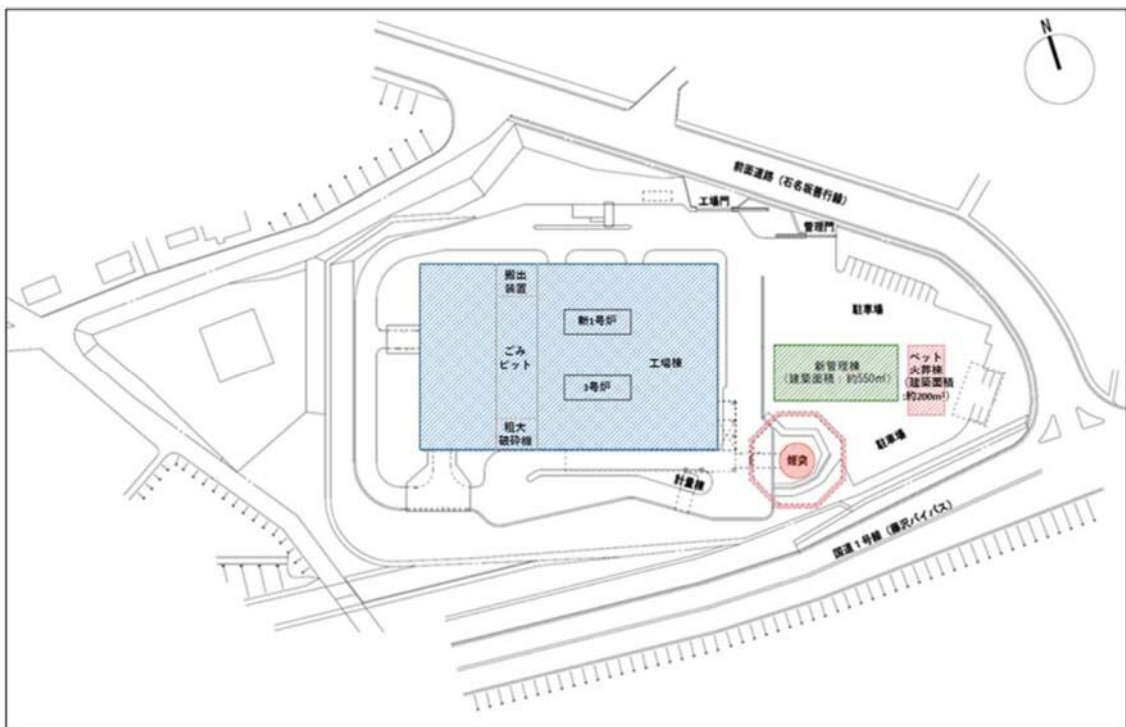


図1. 7. 1-2 計画配置図

## 7.2 焼却施設基幹的設備改良工事

新1号炉の施設規模は120t/日とし、その整備にあたっては、既存の3号炉の稼働を継続しながら、工場棟内にある1号炉及び2号炉を解体し、空いたスペースに新1号炉を整備します。

本工事は、新1号炉整備だけでなく、可燃性大型ごみ破碎施設を同規模で更新するほか、既設1号炉から3号炉で共通して稼働している共通系設備も更新します(図1.7.2-1参照)。

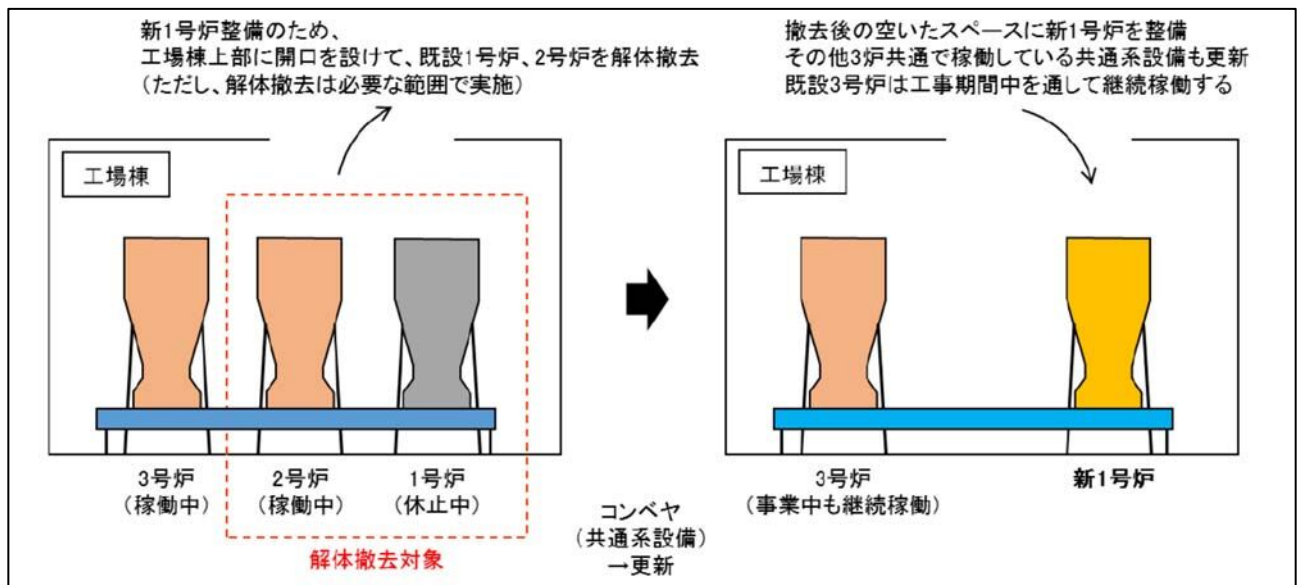


図 1.7.2-1 新1号炉整備(既設解体撤去後に整備)更新のイメージ図

## 7.3 工場棟耐震補強工事

工場棟については、建物全体の老朽化による耐震性への懸念に加えて、新1号炉整備や共通系設備の更新を行うため、建物内の柱や壁、床の新設・改造等が必要となります。

このため、建物の耐震劣化調査・診断結果および設備配置計画を踏まえ、適切な範囲や部位に対して、補強工事を行います。

## 7.4 管理棟更新工事

管理棟も工場棟と同様に老朽化していることから、新たに地区の防災拠点機能を有した管理棟へ更新します。

## 7.5 煙突耐震補強工事

煙突については、耐震劣化調査・診断結果から補強対策を検討した結果、構造上の保全効果や、経費等を考慮し、「炭素繊維シートによる外筒補強」と「煙突基礎部の補強工事」を実施します。

## 8 公害防止基準

計画施設では、施設稼働後における公害防止基準を以下のとおり設定します。

### 8.1 排出ガス

計画施設では法的規制を遵守することはもとより、さらに安全と安心を確保するための基準値を設定します（表 1.8.1-1 参照）。

表 1.8.1-1(1/2) 排出ガスに係る公害防止基準（国による規制）

項目	公害防止基準	法基準
硫黄酸化物	35ppm 以下	濃度規制ではなく、K 値から算出される許容排出量による規制。排ガス量や煙突高によって変化する。
窒素酸化物	100ppm 以下	250ppm 以下
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> N 以下	0.04g/m <sup>3</sup> N 以下
塩化水素	50ppm 以下	430ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下

表 1.8.1-1(2/2) 排出ガスに係る公害防止基準（県条例による規制）

項目	公害防止基準	条例基準
カドミウム及びその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup> N 以下	0.5mg/m <sup>3</sup> N 以下
塩素	1ppm 以下	1ppm 以下
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	0.3mg/m <sup>3</sup> N 以下	2.5g/m <sup>3</sup> N 以下
鉛及びその化合物	1mg/m <sup>3</sup> N 以下	10mg/m <sup>3</sup> N 以下
アンモニア	50ppm 以下	50ppm 以下
シアン化合物	1ppm 以下	10ppm 以下
二硫化硫黄	5ppm 以下	5ppm 以下
硫化水素	10ppm 以下	10ppm 以下

注：県条例 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

## 8.2 騒音

石名坂環境事業所は準工業地域であるため、騒音規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準（第3種区域）が適用されます。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によっても規制基準が定められています。計画施設では法的規制を遵守することはもとより、さらに安全と安心を確保するための基準値を設定します（表 1.8.2-1 参照）。

表 1.8.2-1 騒音に係る公害防止基準（敷地境界）

項 目	公害防止基準	法基準	条例基準
昼間（8～18時）	50dB	65dB	65dB
朝・夕（6～8時） （18～23時）	45dB	60dB	60dB
夜間（23～6時）	40dB	50dB	50dB

## 8.3 振動

石名坂環境事業所は準工業地域であるため、振動規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準（第2種区域のⅠ）が適用されます。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によっても規制基準が定められています。計画施設では法的規制を遵守することはもとより、さらに安全と安心を確保するための基準値を設定します（表 1.8.3-1 参照）。

表 1.8.3-1 振動に係る公害防止基準（敷地境界）

項 目	公害防止基準	法基準	条例基準
昼間（8～19時）	60dB	65dB	70dB
夜間（19～8時）	55dB	60dB	65dB

## 8.4 悪臭

石名坂環境事業所は準工業地域であるため、悪臭防止法に基づく規制基準（第2種地域）により規制され、計画施設においては同基準を遵守します（表 1.8.4-1 参照）。

表 1.8.4-1 悪臭に係る公害防止基準

項 目	公害防止基準	法基準
敷地境界（臭気指数） 1号規制	15以下	15以下
煙突出口 2号規制	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数以下	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数以下
排水水（臭気指数） 3号規制	31以下	31以下

## 8.5 水質

計画施設におけるごみピット排水は、ろ過処理の後、炉内噴霧処理することから発生しません。プラント排水は排水処理の後、再利用し、余剰水のみ下水道へ放流します。また、生活排水は、下水道へ放流することから、表 1.8.5-1 に示す下水排除基準が適用されます。

表 1.8.5-1 下水排除基準

項目		単位	下水排除基準	
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	
	シアン化合物		1	
	有機リン化合物		0.2	
	鉛及びその化合物		0.1	
	六価クロム化合物		0.5	
	砒素及びその化合物		0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	
	PCB		0.003	
	トリクロロエチレン		0.1	
	テトラクロロエチレン		0.1	
	ジクロロメタン		0.2	
	四塩化炭素		0.02	
	1,2-ジクロロエタン		0.04	
	1,1-ジクロロエチレン		1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン		3	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06	
	1,3-ジクロロプロペン		0.02	
	チウラム		0.06	
	シマジン		0.03	
	チオベンカルブ		0.2	
	ベンゼン		0.1	
	セレン及びその化合物		0.1	
	ほう素及びその化合物		10	
	ふっ素及びその化合物		8	
	1,4-ジオキサン		0.5	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10		
生活環境項目	フェノール類	mg/L	0.5	
	銅及びその化合物		1	
	亜鉛及びその化合物		1	
	鉄及びその化合物（溶解性）		3	
	マンガン及びその化合物（溶解性）		1	
	クロム及びその化合物		2	
	生物化学的酸素要求量		600	
	浮遊物質		600	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30	
	水素イオン濃度		—	5を超え9未満
	温度		度	45
	よう素消費量		mg/L	220
	ニッケル含有量			1



## 9 ごみ搬入等計画

廃棄物運搬車両主要走行ルートを図 1.9-1 に示します。

主要走行ルートは、国道 1 号を経て市道石名坂善行線を通るルート、北部地域からの市道石名坂善行線を通るルート、南部地域からの市道 藤沢 295 号線、市道 善行 472 号線を経て、市道石名坂善行線を通るルートの 3 ルートがあげられます。なお、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間を分散化し、走行ルートについても廃棄物運搬車両が集中しないよう分散化を図るものとします。

## 10 事業の実施予定期間

本事業の実施予定期間は表 1.10-1 に示すとおりであり、生活環境影響調査書の縦覧は、令和 6 年 1 月を予定しています。また、並行して施設整備に係る計画を進め、令和 6 年度より工事に着手する予定です。

表 1.10-1 事業の実施予定期間



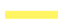


区分		令和 4 年度									令和 5 年度												
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施計画書		■																					
現地調査	大気質調査 (環境大気)			■			■			■			■										
	大気質調査 (沿道大気)									■													
	大気質調査 (地上気象)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	大気質調査 (上層気象)			■						■													
	騒音調査									■													
	振動調査									■													
	悪臭調査			■																			
予測・影響の 分析	大気質予測														■	■	■	■	■	■	■	■	
	騒音予測														■	■	■	■	■	■	■	■	
	振動予測														■	■	■	■	■	■	■	■	
	悪臭予測														■	■	■	■	■	■	■	■	
調査書作成																■	■	■	■	■	■	■	
縦覧																					■		
工事																							

令和 6 年度着手 (令和 11 年度供用開始予定)





凡例

-  : 石名坂環境事業所
-  : 市界
-  : 廃棄物運搬車両の主要走行ルート  
(市域全体から)
-  : 廃棄物運搬車両の主要走行ルート  
(北部地域から)
-  : 廃棄物運搬車両の主要走行ルート  
(南部地域から)



S = 1:25,000



図1.9-1 廃棄物運搬車両の主要走行ルート

出典：「電子地形図 25000」 (国土地理院)



## 第2章 生活環境影響調査項目の選定

### 1. 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

計画施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、表 2. 1-1 に示します。

計画施設の内容から想定される生活環境影響要因と周辺の地域特性等から、選定した調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」としました。調査位置図を図 2. 1-1 に示します。

表 2. 1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

調査事項		生活環境影響要因	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目(Hg)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的酸素要求量(COD)		×			
		浮遊物質(SS)		×			
		ダイオキシン類		×			
		その他必要な項目(pH)		×			

注：○ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省）」による標準項目であり、石名坂環境事業所周辺の生活環境の状況に応じて選定した項目を示します。

× 同指針において標準項目として設定されていますが、事業計画を勘案し選定しなかった項目を示します。





凡例

- : 石名坂環境事業所
- : 市界
- : 環境大気、悪臭調査地点
- : 沿道大気、道路交通騒音調査地点
- : 環境大気(沿道大気を兼ねる)、工場騒音調査地点
- : 工場騒音調査地点(周辺地域)
- : 工場騒音調査地点(工場内(発生源))
- : 石名坂環境事業所悪臭調査地点

出典：「電子地形図 25000」(国土地理院)



S = 1:25,000

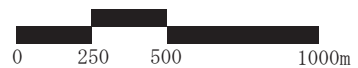


図2.1-1 (1/2) 調査位置図





- 凡例
- 沿道大気
  - 沿道大気を兼ねる調査地点
  - 地上気象(風向・風速)
  - 地上気象(気温、湿度、日射量、放射収支量)
  - 上層気象
  - 悪臭
  - 工場内(発生源) 騒音
  - 敷地境界(道路交通騒音を兼ねる) 騒音調査地点
  - 騒音・振動周辺地域調査地点

図2. 1-1 (2/2) 調査位置図 (石名坂環境事業所 拡大図)

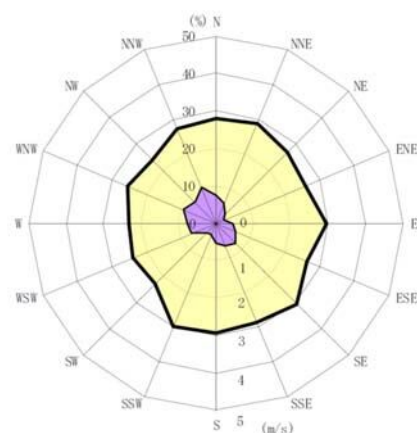
### 第3章 現況調査・予測及び影響の分析

#### 1. 大気質

##### <調査の概要>

地上気象について、建設予定地で、令和4年7月1日から1年間、風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量の調査を行いました。

また、大気質の調査は、石名坂環境事業所及びその周辺地域の5地点で4季(各1週間)行いました。また、廃棄物運搬車両の走行するルート上の2地点では、冬季に1週間の調査を行いました。



静穏率(風速 0.4m/s 以下) = 2.1%

■ 平均風速(m/s)

■ 出現率(%)

図 3.1-1 風向・風速調査結果

#### 1) 現況調査の結果

##### (1) 地上気象

調査の結果、年間の平均風速は2.7m/s となっていました。風向は、年間では北北西からの風が卓越しており、その出現率は10.3%でした。

##### (2) 大気質

調査の結果、全ての測定項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素)について、環境基準または目標値、指針値等を下回っていました。

表 3.1-1 大気質調査結果

項目	環境大気					沿道大気		環境基準等	
	T-1 石名坂環境事業所	T-2 善行市民センター	T-3 教育文化センター	T-4 鶴沼小学校	T-5 羽鳥小学校	T-6 市立茅山公園前交差点付近	T-7 石名坂環境事業所(沿道東側)	適否	基準値
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (ppm)	期間平均値	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	—	—	—
	1時間値の最高値	0.008	0.012	0.003	0.005	0.010	—	—	適 0.1
	日平均値の最高値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	—	—	0.04
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (ppm)	期間平均値	0.013	0.010	0.010	0.011	0.009	0.016	0.015	—
	1時間値の最高値	0.055	0.054	0.040	0.057	0.046	0.054	0.054	適 —
	日平均値の最高値	0.029	0.027	0.023	0.028	0.024	0.027	0.028	0.06
浮遊粒子状物質(SPM) (mg/m <sup>3</sup> )	期間平均値	0.015	0.014	0.014	0.016	0.018	0.014	0.012	—
	1時間値の最高値	0.065	0.036	0.041	0.043	0.056	0.047	0.035	適 0.2
	日平均値の最高値	0.034	0.023	0.023	0.029	0.034	0.024	0.019	0.1
ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	期間平均値	0.0056	0.0088	0.0080	0.0077	0.0077	—	—	適 0.6
水銀(ng/m <sup>3</sup> )	期間平均値	2.1	2.5	2.3	2.3	2.2	—	—	適 40
塩化水素(ppm)	期間最大値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	適 0.02

注: 「<」は定量下限未満を示す。



## 2) 予測・影響の分析

### (1) 煙突排ガスの排出

計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し、その基準値を遵守します。

年平均濃度・日平均濃度を予測した結果、最大着地濃度出現地点（計画施設の北西約 810m）において、いずれの項目ともに環境保全目標値を下回りました。

表 3.1-2 施設の稼働による影響の予測・評価結果(年平均濃度・日平均濃度)

項目		年平均 予測濃度	日平均 予測濃度	環境保全目標 <sup>注</sup>
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.001	0.002	日平均値：0.04ppm以下
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.010	0.031	日平均値 ：0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.015	0.037	日平均値：0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0077	—	年平均値：0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.0023	—	年平均値：0.04μg/m <sup>3</sup> 以下

注：1) 環境保全目標は環境基準もしくは指針値、目標値等。

：2) 日平均予測濃度：年平均予測濃度から回帰式を用いて換算した値。なお、ダイオキシン類、水銀については、環境保全目標が年平均値であるため換算していない。

また、施設の稼働に伴う1時間値の将来予測濃度を算出した結果、いずれの気象条件であっても環境保全目標を下回りました。

表 3.1-3 施設の稼働による影響の予測・評価結果(1時間値の高濃度)

条件	項目	寄与濃度	バックグラウンド 濃度	1時間値の 予測濃度	環境保全目標 <sup>注</sup>	
一般的な 気象条件下	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0010	0.012	0.013	1時間値0.1以下
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0029	0.057	0.060	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.0003	0.065	0.065	1時間値0.2以下
	塩化水素(HCL)	(ppm)	0.0014	0.002	0.003	1時間値0.02以下
逆転層発生時 (フュミゲー ション時)	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0029	0.012	0.015	1時間値0.1以下
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0084	0.057	0.065	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.0008	0.065	0.066	1時間値0.2以下
	塩化水素(HCL)	(ppm)	0.0042	0.002	0.006	1時間値0.02以下
ダウンウォッシュ・ ダウンドラフト時	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0002	0.012	0.012	1時間値0.1以下
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.0005	0.057	0.057	1時間値0.1以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.00005	0.065	0.065	1時間値0.2以下
	塩化水素(HCL)	(ppm)	0.0007	0.002	0.003	1時間値0.02以下

注：環境保全目標は環境基準もしくは指針値、目標値等

## (2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定します。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質について予測した結果、いずれの項目ともに環境保全目標値を下回りました。

表 3.1-4 廃棄物運搬車両の走行による影響の予測・評価結果

区分		項目	単位	年平均 予測濃度	日平均 予測濃度	環境保全目標
T-1 石名坂環 境事業所	西向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.013	0.027	二酸化窒素 日平均値：0.04～0.06ppmのゾ ーン内又はそれ以下
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.015	0.039	
	東向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.013	0.027	
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.015	0.039	
T-6 市立茅山 公園前交 差点付近	北向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.016	0.032	浮遊粒子状物質 日平均値：0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.014	0.037	
	南向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.016	0.032	
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.014	0.037	
T-7 石名坂環 境事業所 (沿道東 側)	北向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.015	0.030	
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.012	0.033	
	南向き 車線側 道路端	二酸化窒素	ppm	0.015	0.030	
		浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.012	0.033	



## 2. 騒音

### <調査の概要>

騒音の調査は、石名坂環境事業所敷地境界付近3地点及びその周辺地域1地点で、廃棄物運搬車両の走行するルート上の3地点で、道路交通量の変動が比較的小さく、かつ、虫の鳴き声による影響を考慮する必要のない冬季に調査を行いました。

### 1) 現況調査の結果

#### (1) 工場騒音

「S-4 石名坂第二公園」における調査結果と環境基準を比較すると、すべての時間区分で環境基準を満足していました。また、稼働中の石名坂環境事業所からの騒音は感じられませんでした。

表 3.2-1 騒音の調査結果(環境基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				環境基準	地域の類型	
S-4 石名坂第二公園	昼間	6～22時	48	○	55	A地域
	夜間	22～翌6時	42	○	45	

一方、騒音規制法に基づく規制基準と比較すると、「S-2 石名坂環境事業所」では、朝及び夜間の時間区分で規制基準を超過しており、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、すべての時間区分で規制基準を超過していました。ともに、主な騒音源は、前面道路の車両走行音でありました。

なお、「S-1 石名坂環境事業所工場内（発生源）」の騒音レベルと既存施設と敷地境界までの距離減衰を勘案すると、敷地境界における既存施設の稼働騒音の影響は小さいと推測されます。

表 3.2-2 騒音の調査結果(規制基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		時間率 騒音レベル (L5)	備考		
				規制基準	区域の区分	
S-1 石名坂環境事業所 工場内（発生源）	朝	6～8時	51	○	60	第3種区域 (参考)
	昼間	8～19時	66	×	65	
	夕	19～23時	49	○	60	
	夜間	23～翌6時	47	○	50	
S-2 石名坂環境事業所	朝	6～8時	61	×	60	第3種区域
	昼間	8～19時	65	○	65	
	夕	19～23時	59	○	60	
	夜間	23～翌6時	53	×	50	
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	朝	6～8時	75	×	60	第3種区域
	昼間	8～19時	74	×	65	
	夕	19～23時	71	×	60	
	夜間	23～翌6時	69	×	50	

注：1) 時間区分の朝は6時～8時、昼間は8時～18時、夕は18時～23時、夜間は23時～6時を示します。

2) なお、令和4年度に別途実施した敷地境界における騒音測定結果（車両走行音を除いた）によれば、昼間で44～47dBの範囲となっていました。

## (2) 道路交通騒音

調査結果について、環境基準と比較すると「S-2 石名坂環境事業所」では、いずれの時間区分においても環境基準を満足していましたが、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」、「S-5 市立茅山公園前交差点付近」では、いずれの時間区分においても環境基準を超過していました。これら2地点の主な騒音源は、前面道路の車両走行音でありました。

また、騒音規制法に基づく要請限度と比較すると、3地点ともにこれを満足していませんでした。

表 3.2-3 道路交通騒音の調査結果(環境基準との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				環境基準	地域の区分	
S-2 石名坂環境事業所	昼間	6～22時	59	○	65	C地域のうち車線を有する道路に面する地域
	夜間	22～翌6時	51	○	60	
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	昼間	6～22時	68	×	65	C地域のうち車線を有する道路に面する地域
	夜間	22～翌6時	63	×	60	
S-5 市立茅山公園前 交差点付近	昼間	6～22時	67	×	60	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域
	夜間	22～翌6時	62	×	55	

表 3.2-4 道路交通騒音の調査結果(要請限度との比較)

単位：dB

調査地点	時間区分		等価騒音レベル (LAeq)	備考		
				要請限度	区域の区分	
S-2 石名坂環境事業所	昼間	6～22時	59	○	75	c区域のうち車線を有する道路に面する区域
	夜間	22～翌6時	51	○	70	
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	昼間	6～22時	68	○	75	c区域のうち車線を有する道路に面する区域
	夜間	22～翌6時	63	○	70	
S-5 市立茅山公園前 交差点付近	昼間	6～22時	67	○	70	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域
	夜間	22～翌6時	62	○	65	

## 2) 予測・影響の分析

### (1) 施設の稼働

事業の実施にあたっては、騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響を低減させます。

予測の結果、敷地境界（北東側）、敷地境界（北西側）では、ともにすべての時間区分で環境保全目標を上回っていました。計画施設からの寄与騒音レベルは31dBまたは30dB未満と小さく、現況騒音レベルが高い数値を示していることが要因であり、その主な騒音源は、周辺道路を走行している車両の騒音であります。稼働時の騒音レベルは現況騒音レベルと変化はなく、現況を著しく悪化させるものではないため、施設の稼働は周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考えます。

表 3.2-5 施設の稼働による影響の分析(L<sub>5</sub>)

単位：dB

予測地点	時間区分		現況騒音レベル	寄与騒音レベル	稼働時の騒音レベル	環境保全目標
敷地境界 (北東側)	朝	6～8時	75	31	75	45
	昼間	8～19時	74	31	74	50
	夕	19～23時	71	31	71	45
	夜間	23～翌6時	69	31	69	40
敷地境界 (北西側)	朝	6～8時	61	<30	61	45
	昼間	8～19時	65	<30	65	50
	夕	19～23時	59	<30	59	45
	夜間	23～翌6時	53	<30	53	40

### (2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響は低減されます。

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、S-2 石名坂環境事業所では環境保全目標(65dB)を下回っています。また、S-3 石名坂環境事業所(沿道東側)及びS-5 市立茅山公園前交差点付近では環境保全目標を上回っていますが、騒音レベルの増加量は、それぞれ0.3dB、0.4dBと小さく、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考えます。

表 3.2-6 廃棄物運搬車両の走行による影響の分析(L<sub>Aeq</sub>)

単位：dB

予測地点	一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標
S-2 石名坂環境事業所	58.9	2.2	61.1	65
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	68.4	0.3	68.7	65
S-5 市立茅山公園前交差点 付近	67.2	0.4	67.6	60

### 3. 振動

#### <調査の概要>

振動の調査は、騒音と同様に、石名坂環境事業所敷地境界付近3地点及びその周辺地域1地点で、廃棄物運搬車両の走行するルート上の3地点で冬季（騒音と同時）に調査を行いました。

#### 1) 現況調査の結果

##### (1) 工場振動

「S-1 石名坂環境事業所工場内（発生源）」では、主要な発生源として現況を把握するための測定であり、振動規制法に基づく規制基準の適用外ですが、参考値として第2種区域のIの基準と比較すると、いずれの時間区分においても規制基準を満足していました。また、周辺地域の「S-4 石名坂第二公園」では、いずれの時間区分においても測定下限値（30dB）未満でありました。

「S-2 石名坂環境事業所」及び「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、いずれの時間区分においても規制基準を満足していました。

表 3.3-1 環境振動調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分		振動レベル (L10)	備考		
				規制基準		区域の区分
S-1 石名坂環境事業所 工場内（発生源）	昼間	8～19時	41	○	65	第2種区域のI (参考)
	夜間	19～翌8時	42	○	60	
S-4 石名坂第二公園	昼間	8～19時	<30	—	—	—
	夜間	19～翌8時	<30	—	—	
S-2 石名坂環境事業所	昼間	8～19時	40	○	65	第2種区域のI
	夜間	19～翌8時	34	○	60	
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	昼間	8～19時	38	○	65	第2種区域のI
	夜間	19～翌8時	36	○	60	

##### (2) 道路交通振動

調査結果について、全ての地点で、いずれの時間区分においても振動規制法に基づく要請限度を満足していました。

表 3.3-2 道路交通振動調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分		振動レベル (L10)	備考		
				要請限度		地域の区分
S-2 石名坂環境事業所	昼間	8～19時	40	○	70	第2種区域
	夜間	19～翌8時	34	○	65	
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	昼間	8～19時	38	○	70	第2種区域
	夜間	19～翌8時	36	○	65	
S-5 市立茅山公園前 交差点付近	昼間	8～19時	46	○	65	第1種区域
	夜間	19～翌8時	39	○	60	

## 2) 予測・影響の分析

### (1) 施設の稼働

事業の実施にあたっては、振動が発生しやすい設備は、振動の少ない機種を選定し、適切な防振対策を行うなどにより、施設稼働の振動による影響を低減させます。

予測の結果は、2地点ともに環境保全目標を下回っていました。また、各地点ともに大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考えます。

表 3.3-3 施設の稼働による影響の分析(L<sub>10</sub>)

単位：dB

予測地点	時間区分		現況振動 レベル	寄与振動 レベル	稼働時の 振動レベル	環境保全目標
	昼間	8～19時				
敷地境界 (北東側)	夜間	19～翌8時	38	54	54	60
	昼間	8～19時	36	54	54	55
敷地境界 (北西側)	夜間	19～翌8時	40	51	51	60
	昼間	8～19時	34	51	51	55

### (2) 廃棄物運搬車両の走行

事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減させます。

廃棄物運搬車両の走行による影響を予測した結果、全地点で環境保全目標を下回りました。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考えます。

表 3.3-4 廃棄物運搬車両の走行による影響の分析(L<sub>10</sub>)

単位：dB

予測地点	一般車両 (現況値)	増加量	一般車両＋ 廃棄物運搬車両 (予測値)	環境保全目標
S-2 石名坂環境事業所	40	3	43	70
S-3 石名坂環境事業所 (沿道東側)	38	0	38	70
S-5 市立茅山公園前交差点 付近	46	0	46	65

#### 4. 悪臭

##### <調査の概要>

石名坂環境事業所その周辺地域における悪臭の現況を把握するため、臭気の影響が大きくなる夏季に調査を行いました。

##### 1) 現況調査の結果

石名坂環境事業場における悪臭調査結果について、試料採取時に風下地点では、ごくわずかに臭気が感じられましたが、風上・風下の両地点ともに敷地境界における規制基準を満足していました。

表 3.4-1(1/2) 悪臭調査結果 (石名坂環境事業所)

項目	単位	A-1 敷地境界 (北側)風下	A-2 敷地境界 (南側)風上	規制基準 第2種区域
調査日	—	令和4年8月19日		—
試料採取時間	—	11:50~12:05	12:14~12:30	—
天候	—	晴れ		—
気温	℃	31.8	32.1	—
湿度	%	59	60	—
風向	—	SE	SE	—
風速	m/s	1.0	1.5	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	—
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	—
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	—
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	—
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	—
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	—
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	—
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	—
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	—
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	—
ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	—
イソペンチルアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	—
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	—
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	—
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	—
トルエン	ppm	<1	<1	—
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	—
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	—
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	—
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	—
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—
臭気指数	—	<10	<10	<15

注：1)“<”は定量下限値未満を示す。

また、周辺地域「A-3 鶴沼小学校」、「A-4 羽鳥小学校」、「A-5 善行市民センター」、「A-6 教育文化センター」の4地点では、試料採取時に臭気は感じられず、全ての地点において規制基準を満足していた。

表 3.4-1(2/2) 悪臭調査結果 (周辺地域)

項目	単位	A-3 鶴沼小学校	A-4 羽鳥小学校	A-5 善行市民センター	A-6 教育文化センター	規制基準 (第1種区域)
調査日	—	令和4年8月19日				—
試料採取時間	—	10:00~10:10	10:24~10:34	11:00~11:10	11:25~11:35	—
天候	—	晴れ				—
気温	℃	31.5	31.2	32.3	32.5	—
湿度	%	58	55	58	55	—
風向	—	calm	S	calm	calm	—
風速	m/s	—	0.8	—	—	—
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10

## 2) 予測・影響の分析

### (1) 煙突排ガスの排出

施設の煙突からの排出ガスの悪臭の予測結果では、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下 660m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 10 以下）を達成するものと考えます。

### (2) 施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置の実施することから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないものと考えます。

(空白)



## 第4章 総合評価

本生活環境影響調査において、対象とした調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」の計4項目です。

各調査事項の現況調査、予測、環境保全のための措置、影響の分析の概要は次頁に示すとおりです。本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果、計画施設の稼働は周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考えられます。

なお、本事業の実施にあたっては、生活環境の保全に最大限配慮し、慎重に進めてまいります。

調査事項	現況	予測
<p><b>大気質</b></p>	<p>石名坂環境事業所及びその周辺地域の5地点、廃棄物運搬車両の走行するルート上の2地点の計7地点で調査を実施した。</p> <p>調査の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、いずれの項目も環境基準値を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても目標値もしくは指針値を下回っていた。</p>	<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>最大着地濃度出現地点の年平均濃度は、二酸化硫黄0.001ppm、二酸化窒素0.010ppm、浮遊粒子状物質0.015mg/m<sup>3</sup>、ダイオキシン類0.0077pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀0.0023μg/m<sup>3</sup>と予測された。また、日平均濃度は二酸化硫黄0.002ppm、二酸化窒素0.031ppm、浮遊粒子状物質0.037mg/m<sup>3</sup>と予測された。</p> <p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>二酸化窒素は、0.032ppm以下（日平均値）、浮遊粒子状物質は0.039mg/m<sup>3</sup>以下（日平均値）と予測された。</p>
<p><b>騒音</b></p>	<p>環境騒音について、「S-4 石名坂第二公園」では、すべての時間区分で環境基準を満足していた。工場騒音について、「S-2 石名坂環境事業所」では、朝及び夜間の時間区分で騒音規制法に基づく規制基準を超過しており、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、すべての時間区分で規制基準を超過していた。主な騒音源は、ともに前面道路の車両走行音であった。なお、令和4年度に別途実施した敷地境界における騒音測定結果（車両走行音を除いた）によれば、昼間で44～47dBの範囲となっており、規制基準を満足していた。</p> <p>道路交通騒音について、「S-2 石名坂環境事業所」では、いずれの時間区分においても環境基準及び騒音規制法に基づく要請限度を満足していた。「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」、「S-5 市立茅山公園前交差点付近」では、いずれの時間区分においても環境基準を超過していたが、要請限度は満足していた。主な騒音源は、ともに前面道路の車両走行音であった。</p>	<p><b>施設の稼働</b></p> <p>騒音レベルについて、敷地境界（北東側）では、朝（6～8時）75dB、昼間（8～18時）74dB、夕（18～23時）71dB、夜間（23～翌6時）69dBと予測され、敷地境界（北西側）では、朝（6～8時）61dB、昼間（8～18時）65dB、夕（18～23時）59dB、夜間（23～翌6時）53dBと予測された。</p> <p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>騒音レベル（昼間平均）は、S-2 石名坂環境事業所で61.1dB、S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）で68.7dB、S-5 市立茅山公園前交差点付近で67.6dBと予測され、騒音レベルの増加は、それぞれ2.2dB、0.3dB、0.4dBと予測された。</p>
<p><b>振動</b></p>	<p>振動について、騒音と同地点で調査を実施した。「S-4 石名坂第二公園」では、いずれの時間区分においても測定下限値（30dB）未満であった。工場振動について、「S-2 石名坂環境事業所」及び「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」では、いずれの時間区分においても振動規制法に基づく規制基準を満足していた。</p> <p>道路交通振動について、「S-2 石名坂環境事業所」、「S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）」、「S-5 市立茅山公園前交差点付近」における調査結果と、振動規制法に基づく要請限度（第2種区域）と比較すると、3地点ともに、いずれの時間区分においてもこれを満足していた。</p>	<p><b>施設の稼働</b></p> <p>振動レベルについて、敷地境界（北東側）では、昼間（8～19時）54dB、夜間（19～翌8時）54dBと予測され、敷地境界（北西側）では、昼間（8～19時）51dB、夜間（19～翌8時）51dBと予測された。</p> <p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>振動レベル（昼間平均）は、S-2 石名坂環境事業所で43dB、S-3 石名坂環境事業所（沿道東側）で38dB、S-5 市立茅山公園前交差点付近で46dBと予測され、振動レベルの増加は、それぞれ3dB、0dB、0dBと予測された。</p>
<p><b>悪臭</b></p>	<p>石名坂環境事業所の2地点（風上・風下）及びその周辺地域の4地点で調査を実施した。石名坂環境事業所の北側（風下）では、試料採取時にごくわずかに臭気が感じられたが、風上・風下の両地点ともに敷地境界における規制基準を満足していた。また、周辺地域「A-3 鶴沼小学校」、「A-4 羽鳥小学校」、「A-5 善行市民センター」、「A-6 教育文化センター」の4地点では、試料採取時に臭気は感じられず、全ての地点において規制基準を満足していた。</p>	<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>煙突排ガスによる影響について予測した結果、最大着地臭気濃度は風下660m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p><b>施設からの悪臭の漏洩</b></p> <p>環境保全措置の実施により、石名坂環境事業場周辺の住民に対し、施設から漏洩する悪臭の影響はないものと予測した。</p>

環境保全措置	影響の分析
<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の基準値を設定し、その基準値を遵守する。また、排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。</p>	<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>予測の結果は、環境保全目標(二酸化硫黄:日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素:日平均値0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m<sup>3</sup>以下、ダイオキシン類:年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下及び水銀:年平均値0.04μg/m<sup>3</sup>以下)を下回った。</p>
<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>通勤通学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるとともに通学児童に配慮した搬入ルートを設定する。</p>	<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>予測の結果は、環境保全目標(二酸化窒素:日平均値0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回った。</p>
<p><b>施設の稼働</b></p> <p>騒音発生機器等は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、騒音が発生しやすい設備は、騒音の少ない機種を選定し、適切な防音対策を行うなどにより施設稼働の騒音による影響を低減させる。</p>	<p><b>施設の稼働</b></p> <p>予測の結果は、敷地境界(北東側)、敷地境界(北西側)では、ともにすべての時間区分で環境保全目標を上回っていた。計画施設からの寄与騒音レベルは31dBまたは30dB未満と小さく、現況騒音レベルが高い数値を示していることが要因であり、その主な騒音源は、周辺道路を走行している車両の騒音である。稼働時の騒音レベルは現況騒音レベルと変化はなく、施設の稼働は周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考ええる。</p>
<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を低減させる。</p>	<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>予測の結果は、S-2 石名坂環境事業所では環境保全目標(65dB)を下回っている。また、S-3 石名坂環境事業所(沿道東側)及びS-5 市立茅山公園前交差点付近では環境保全目標を上回っているが、騒音レベルの増加量は、それぞれ0.3dB、0.4dBと小さく、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルであると考ええる。</p>
<p><b>施設の稼働</b></p> <p>振動が発生しやすい設備は、振動の少ない機種を選定し、適切な防振対策を行うなどにより、施設稼働の振動による影響を低減させる。</p>	<p><b>施設の稼働</b></p> <p>予測の結果は、全地点でいずれの時間区分においても環境保全目標(昼間:60dB以下、夜間:55dB以下)を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考える。</p>
<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努めるなどにより、廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減させる。</p>	<p><b>廃棄物運搬車両の走行</b></p> <p>予測の結果は、全地点で環境保全目標(70dB, 65dB)を下回っている。また、全地点で大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないレベルと考える。</p>
<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。</p>	<p><b>煙突排ガスの排出</b></p> <p>予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても最大着地濃度地点で臭気指数は10未満と予測される。また、左記に示した措置により煙突排ガスによる悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標(最大着地地点において、臭気指数:10以下)を達成するものと考ええる。</p>
<p><b>施設からの悪臭の漏洩</b></p> <p>計画施設のプラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置し、臭気の漏洩を防止する。ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、炉内のごみの燃焼とともに分解処理する。</p>	<p><b>施設からの悪臭の漏洩</b></p> <p>施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置の実施することから、周辺住民の日常生活に変化を生じさせないものと考ええる。</p>

## 生活環境影響調査に関するお問い合わせ

藤沢市環境部北部環境事業所

〒252-0815 神奈川県藤沢市石川 2168 番地

TEL 0466-44-0702 FAX 0466-45-0343